

令和4年度

町民税
府民税

特別徴収のしおり

- 特別徴収事務の取扱いについて _____ 1～3
- 退職所得にかかる町・府民税の特別徴収について _____ 3
- 異動届出書の書き方 _____ 4
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 _____ 5
- 普通徴収から特別徴収への切替申請書 _____ 6
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届書 _____ 7
- 郵便局指定通知書 _____ 8
- 特別徴収税額の納期の特例申請書 _____ 9
- 退職所得に係る町民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書 — 10



大山崎町役場

総務部 税住民課 税務係

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

TEL (075) 956-2101 (代表)

FAX (075) 957-1101

特別徴収義務者各位

平素は、本町の町民税・府民税の特別徴収についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度もご提出いただきました給与支払報告書に基づき、給与所得者にかかる町民税・府民税の特別徴収をお願いすることになりました。

つきましては、別紙のとおり関係書類を送付いたしますので、特別徴収事務を適切に進めていただきますようお願い申し上げます。

特別徴収事務の取扱いについて

1. 町民税・府民税の特別徴収とは

納税者の便宜をはかるため、地方税法ならびに大山崎町税条例の規定によって、当該年度分の町民税・府民税額を6月から翌年5月までの各月に支払われる給与から差し引いて納めていただく制度です。

2. 特別徴収義務者とは

納税義務者に対して給与の支払いをする方で、地方税法ならびに大山崎町税条例により指定された方をいいます。毎月、給与から差し引いた特別徴収税額を大山崎町へ納入していただきます。

3. 送付書類

(1) 町民税・府民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

納税者ごとの特別徴収年税額と月割額を記載しています。

(2) 町民税・府民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）

納税者に町民税・府民税の特別徴収税額を通知するためのものです。ご本人にすみやかにお渡してください。

(3) 町民税・府民税特別徴収義務者指定書兼納入書綴

(4) 納入書（私製納入書ご利用の事業所様には、同封していません。）

この納入書は、徴収された月割額を納入する際にご使用いただく用紙です。なお、私製納入書（金融機関が取扱っている「地方税納入サービス」等）を利用される場合は、町民税・府民税特別徴収税額の通知書記載の指定番号を必ず記入していただくようお願いいたします。

4. 納入のしかた

(1) 納税者からの徴収

同封の「町民税・府民税特別徴収税額の通知書」に各納税者の月割額を算出していますので、6月から翌年5月まで毎月給料の支払いをする際、月割額を徴収してください。

(2) 納入期限

月割額を徴収した月の翌月の10日まで（土曜日・日曜日・祝日等のときは、その翌営業日）です。

(3) 納入方法

同封の「納入書」で取扱金融機関へ納入して下さい。

※給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合には、特別徴収税額のうち6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。ご希望の場合は、P9「特別徴収税額の特例申請書」を町役場に提出してください。なお、「申請書」には、必ず法人番号を記載してください。(個人事業主の個人番号は記載不要です。)

(4) 納入場所 (令和4年4月1日現在)

大山崎町役場

指定金融機関 _____ 京都銀行

収納取扱金融機関 _____ みずほ銀行 (令和5年3月31日で取扱終了)・
りそな銀行・池田泉州銀行・関西みらい銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・
近畿労働金庫・京都中央農業協同組合
※上記金融機関の全ての本支店で納入できます。

ゆうちょ銀行・郵便局 _____ 近畿2府4県内のゆうちょ銀行・郵便局 (納期内納付に限る)

※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、P8「郵便局指定通知書」をそのゆうちょ銀行・郵便局に提出の上、納入してください。

※大山崎町発行の納入書は、令和5年3月31日をもって、全国のみずほ銀行で取扱いできなくなります。ご注意ください。

(5) 督促手数料と延滞金

納期限を過ぎても納付されないときは、督促状が発せられ、督促状1通につき100円の督促手数料が徴収されます。また、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6% (納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%) を限度として地方税法に定める割合を乗じて得た額の延滞金を徴収します。

(6) 滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

5. 退職・転勤などの異動があった場合

(1) 退職等

納税者が退職・休職・長欠・死亡等により給与の支払を受けられなくなった場合は、P5「異動届出書」に必要事項を記入のうえ、その事由の発生した月の翌月10日までに提出してください。

(2) 転勤

納税者が転勤された場合で、転勤先でも引き続き特別徴収を希望された場合は、P5「異動届出書」に必要事項を記入のうえ、翌月10日までに提出してください。

※「異動届出書」の提出が遅れますと、退職などされた納税者が一度に多額の税額を納めなければならないほか、特別徴収義務者にも督促状を送付することになりますので、必ず提出期限までに提出してください。P4「異動届出書の書き方」を参考に記入してください。

6. 特別徴収税額の変更

今回お届けした特別徴収税額の通知書に基づいて、各納税者の月割額を徴収していただきますが、納税者が退職されたり、納税者本人が確定申告等をされた場合には、税額の変更が生じることがあります。この場合、町役場から「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、「通知書」を確認のうえ、月割額を納入してください。

なお、変更通知書が届くまで月割額を訂正しないようお願いします。

退職所得にかかる町・府民税の特別徴収について

町・府民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得（退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で、以下「退職手当等」といいます）の課税については、所得税と同様にその他の所得と分離して、退職手当等の支払われる際に特別徴収していただくことになります。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に大山崎町に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

2. 退職所得にかかる所得割の計算

$$\textcircled{1} \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{の収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} \quad (1,000\text{円未満切捨})$$

$$\textcircled{2} \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{町民税} & \text{府民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{町民税額} & \text{府民税額} \\ \hline \end{array} \quad (100\text{円未満切捨})$$

○退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
20年を超えるとき	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

障害者になったことにより退職した場合は、上記金額に100万円を加算します。

3. 町・府民税の納入手続

退職手当等を支払われる際には所得税と同様に町・府民税を徴収して、退職者が退職手当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所の市町村に、徴収した翌月10日までに「納入書」で納入してください。

また、納入書は必ず税額欄の「退職所得分」欄に納入税額を記載し、裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

なお、特別徴収義務者が個人事業主である場合は、納入書裏面の納入申告書を未記入のまま納入し、代わりにP.10「退職所得に係る町民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書」を記入し町役場に提出してください。

異動届出書の書き方

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人が市町村民税の特別徴収の届出を行う場合に提出する書類です。提出後、納税者の氏名や住所等が変更された場合は、市町村へお問い合わせください。
- 2 納税者の氏名や住所等が変更された場合は、市町村へお問い合わせください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国される場合は、納税管理人が届出が必要となります。

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

1
特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

受付印 4

市町村長 令和 年 月 日

提出

給与支取義務者（特別徴収義務者）
フリガナ 氏名 住所 生年月日 個人番号

特別徴収指定番号

特別徴収税額（年税額）

徴収済税額 (ア) 月分

未徴収税額 (ア)-(イ) 月分

異動年月日

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

異動届出書を町役場へ提出する日を書いてください。

異動した納税者の氏名

結婚、その他で、特別徴収税額通知書の氏名と異なった場合に記載してください。

上段（令和4年1月1日現在）の住所から変更がある場合は、新しい現住所を記載してください。

転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称、フリガナ、所在地、電話番号等を記載してください。また、月割額を連絡されているときは、右欄に税額と月を記載してください。

特別徴収税額通知書記載の特別徴収税額を記載してください。

徴収した月割額の合計額を記載してください。

特別徴収することができなくなった事由が、転勤・退職・死亡・休暇・長欠の場合は、数字を記載してください。それ以外の事由の場合は、内に簡単に記載してください。

特別徴収税額（年税額）から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。

コピーしてご利用ください

1

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

受付印

4

整理番号		特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。	
3年度	特別徴収指定番号 宛番号	4年度	特別徴収指定番号 宛番号
市町村長 令和 年 月 日 提出		給与者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後	
所在地 〒 市町村名 支取義務者 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		課税関係 氏名 電話番号 内線	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後		特別徴収税額 (年税額) 円	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後		徴収済税額 (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後		未徴収税額 (ウ) 月分まで 円	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後		異動年月日 令和 年 月 日	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 8.その他の理由を右欄へ記入	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地 〒 フリガナ 氏名 支取義務者 個人番号 住所 1月1日現在 1月1日異動後	特別徴収指定番号	担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
--	--------------------------------	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ← 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄 3年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他 4年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点検
---	--	-----------

市町村処理欄	A	B	C	D	E	F
	G	H	I	J	K	L

注意事項等
1 本書は、特別徴収の（個人）の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引していただく又は特別徴収の給与支払報告書を出した（従業員等の住所変更のみ）の場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太線枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出してください。
3 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

コピーして ご利用ください

普通徴収から特別徴収への切替申請書

大山崎町長 宛

年 月 日

特別徴収義務者	所在地	〒 _____						指定番号			
	フリガナ							担当	係		
	名称								氏名		
	法人番号								電話	- -	
	代表者の職氏名										

納税義務者	フリガナ			普通徴収での納付状況				
	氏名	通知書番号 (_____)		ア	納税通知書の税額は全額未納です。			
				イ	納税額のうち本人が第 _____ 期まで納付済みです。			
	生年月日	昭・平 _____ 年 月 日		特別徴収開始月				
住所			左記の者について、 _____ 月分 (_____ 年 _____ 月 _____ 日納入分) から特別徴収します。					

- ※ 1 重複納付を防止するため、普通徴収の納税通知を必ず確認してください。 納入書 要 ・ 否
- 2 普通徴収の納期が経過した税額については、特別徴収への切り替えはできません。

京都府乙訓郡大山崎町税住民課税務係 TEL 075-956-2101 (代表)
FAX 075-957-1101

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

コピーしてご利用ください

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

大山崎町長 宛 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)	特別徴収義務者 指 定 番 号 法 人 番 号										
		所 在 地 (住 所)		担 当 者 電 話	- -								

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話	- -	- -
備 考		変更年月日 年 月 日

◎所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

納入書 要 ・ 否

近畿2府4県以外の郵便局で納入する場合は、右の「指定通知書」に利用する郵便局名を記入の上、納入書と共にその郵便局に提出してください。

*近畿2府4県の郵便局で納入する場合は、「指定通知書」を郵便局に提出する必要はありません。

指 定 通 知 書

貴局(店)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて本町の町民税及び府民税特別徴収税額の取扱局(店)に指定しましたので通知します

1. 許可または承認番号	郵 1 業 第 1 4 0 3 号
1. 口 座 番 号	0 1 0 9 0 - 9 - 9 6 0 0 5 5 番
1. 加 入 者 の 名 称	大 山 崎 町 会 計 管 理 者
1. 取りまとめ郵便局	大 阪 貯 金 事 務 セ ン タ ー

年 月 日

京都府乙訓郡大山崎町長



支店長
郵便局長様

※郵便局名又は、ゆうちょ銀行支店名を記入してください。

特別徴収税額の納期の特例申請書

大山崎町長 宛 年 月 日	申 請 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)	特別徴収義務者 指 定 番 号
		法人番号又は 個人番号	担 係
		所 在 地 (住 所)	氏 名 電 話

地方税法第321条の5の2第1項（大山崎町税条例第36条の2及び第36条の3）の規定に基づき特例を受けたく、承認申請致します。

給 与 の 支 払 を 受 け る 者 の 人 数	常 時 勤 務 者	人	備 考
	臨 時 勤 務 者	人	

(注意)

- ・この特例を受けるためには、給与の支払を受ける者が常時10人未満であることが必要です。
- ・承認を受けたのち、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、すみやかに届け出てください。
- ・一度承認を受けると、翌年以降も納期の特例が継続されるため、改めて申請いただく必要はありません。

コピーしてご利用ください

退職所得に係る町民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書

退職所得に係る町民税・府民税を納入する際、特別徴収義務者が個人事業主である場合は、この申告内訳書を役場に提出してください。

大山崎町長 宛 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号						
		法人番号又は 個人番号														担 当	係		
		所 在 地 (住 所)											氏 名						
													電 話	- -					

年 月 分	納 入 年 月 日	人 員	納 入 金 額
	年 月 日	人	円

退 職 者 氏 名	退職所得等の支払金額 (円)	勤続年数 (年)	町 民 税 (円)	府 民 税 (円)	合 計 (円)